

令和6年9月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和6年10月9日（水） 開会 午前10時
閉会 午前11時24分

場所 第6委員会室

出席委員 宮崎吾一委員長
鈴木まさひろ委員、松澤正委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、田並尚明委員、石川忠義委員、諸井真英委員

欠席委員 権守幸男副委員長

説明者 [環境部関係]
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、
中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、
小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
今西典子生産振興課長、鈴木英雄森づくり課長、
中崎善匡全国植樹祭推進課長、西澤徳一郎農村整備課長、
畑克利農業技術研究センター所長、山内隆茶業研究所長、
森田厚寄居林業事務所森林研究室長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第84号	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

みどり認定について

報告事項（農林部関係）

埼玉県農林関係研究機関が育成した品種について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

鈴木委員

- 1 手数料はどのように積算されているのか。
- 2 本県の手数料については、同様の条例を先行して施行している自治体と比較すると、どのようになっているか伺う。
- 3 現在、県内に対象となる事業者の数はどのくらいと見込まれているのか。また、申請件数はどの程度と見込まれるのか伺う。

産業廃棄物指導課長

- 1 手数料の積算方法については、手続が類似する廃棄物処理法であるとか自動車リサイクル法の手数料を参考にして、審査に係る人件費、それと検査等で現場に出向くための旅費、消耗品費や通信費といった経費を積み上げている。
- 2 新規の許可申請に係る手数料について比較すると、先行して施行している他の自治体とは1,000円から2,000円程度の差であり、今回の条例案については、おおむね同程度と考えている。
- 3 先行自治体の事業者数の例を参考にして、加えて、条例制定前の令和5年になるが、市町村へアンケートをしており、その結果などを基に推計すると、おおむね県全体で、県の管轄として600者程度と見込んでいる。また、同様に、申請の数についての見込みとしては、おおむね10件程度ではないかというふうに見込んでいる。

鈴木委員

自治体によって手数料の差異が出てくる要因に関して、詳しく御説明をお願いします。

産業廃棄物指導課長

各自治体において、規制対象としているものであるとか、規制基準について、若干の違いがある。審査項目が異なることにより手数料にも差があると考えている。加えて、必要経費の中でも、例えば、旅費については、県であると、広域のエリアについて移動するが、例えば、さいたま市であるとか、越谷市であるとかそういったところは、市内の移動になるので、そういった旅費の部分でも多少差が出てくるかと考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（みどり認定について）】

小島委員

みどり認定の中で、特にみどり投資促進税制について、お聞きをしたいと思う。何というか、我々実際農家をやる人間も、なかなか理解をしていなくて、県がどのようにみどり認定について取り組んでいるのか、まずお聞きをしたいと思う。というのは、我々も情報がなかなか取っていなかったというか、そういう現状があり、農家の仲間に聞いても、あんまり知らない。ただ、知ってる人だけ知っていると。そして、みどりの投資促進税制については、高額な商品、これは農水省でこの機種とこの機種には当てはまるというような項目が列挙されてるが、それに当てはまると、減価償却のうち、1年目で32%の特別償却ができるというプランもあるが、これ別に県単で懐が痛まないわけだし、農業者にと

っては大きなメリットがあるのに、これをほとんどの農家が知らないという現状を、非常にそれではいけないと思い、今回、どのような、このみどり認定について、県では取り組んで、その普及活動に取り組んでいたのか、まずお聞きしたいと思う。

農産物安全課長

まず初めに、みどり認定とはどういったものかについて、少し触れさせていただきたいと思うが、みどり認定については、国のみどりの食料システム戦略の実現のために策定されたみどりの食料システム法というのがあるが、これに基づき、環境にやさしい農業に取り組む農業者を認定する制度である。具体的には、化学肥料、化学農薬の使用量の削減、温室効果ガスの排出量の削減など、環境にやさしい農業に取り組む農業者が5年間の事業計画を策定して、それを知事が認定するという制度になっている。こちらの制度については、令和5年、昨年5月中旬から県の方としては推進をしている。それで、どのような推進をしてきたかという質問だが、先ほど申し上げたとおり、昨年からの事業始まっているので、令和5年に認定要領、事務処理マニュアル等を作成して、8月中旬から各農林振興センターの担当者に対して説明会を開催するとともに、農業者向けのチラシを作成して周知活動を開始した。こちらの認定対象となる方々が環境にやさしい農業に取り組むということになるので、まずは、特別栽培農産物認証者であるとか、環境保全型農業直接支払交付金の対象となる農業者、それからエコファーマーの認定者、そういった方たちを中心に推進を図ってきた。こういった方々へのチラシの配布とともに、県のホームページにみどり認定のページを開設するとともに、有機農業の全体研修会であるとか、Ｊークレジットの研修会、ＪＡの営農指導の担当部課長の研修会、そういった各種会議の場で認定制度の周知を図ってきた。また、ＪＡグループの担い手指導者向けの広報誌、そういったものに掲載いただくなどにより、周知活動に努めてきたところである。

小島委員

- 1 いかにもやってるような御説明があったが、現場には下りてきてないということはどういうことなのだろうか。各センターで、職員の研修、それとも、農業者に対して研修をしたのか。このみどり認定に対して。チラシの配布というが、どういうルートでどのくらい配布されたのか、資料があればお願いをしたいと思う。
- 2 先ほどの私が申し上げた、みどり投資促進税制については、主に機材の関係であるので、そういう販売店等販売ルートに、こういう税制があると御説明はしてるのか。

農産物安全課長

- 1 先ほどもちょっと申し上げたが、まずは、本当に環境にやさしい農業に取り組んでいる人たちに対して、アプローチをしていこうという考えの下、特別栽培農産物の認証者であるとか、そういった方々に配布をしたが、令和6年6月までに、ちょっと農林の方から聞き取りで回収したところ、1,435人の方にチラシを配布をしたという実績がある。
- 2 ＪＡ等においても農業機械を扱ってはいるが、ちょっとその辺の税制の方の周知まで徹底できていなかったということと、実際に私どもの方で、農機具の販売店等へのアプローチはしていなかったということになる。

小島委員

説明していない、広報していないのが明らかである。1,000何人にチラシを配った程度ということは、埼玉県内で農業法人含めて、農業者幾ついると思ってるのかなという

ことが、まずその1,000幾つの数字しかやってないということが、まずそれは怠慢だと思う。そして、結果が出ている。みどり認定、18件の名前が県のあれには公表になっているが、埼玉県内で28件しか、みどり認定されていない。そして、全国で見ると、こちらも付けてある資料ナンバー2であるが、都道府県によってばらつきがあるが、17,957認定されている。例えば、福井県だと1,000を超えると、これ、各県の取組によって全く大きなばらつきがあるが、あんまりこういう結果を見て、力を入れてたと言い切れるのか。

農産物安全課長

私ども、当初、先ほどもちょっと申し上げたが、環境にやさしい農業に取り組む農業者ということで、頭の中が、まず特別栽培農産物であるとか、環境保全型ということで、現時点でそういった取組をやってる方たちに、このみどり認定を受けていただくということでスタートさせてしまったのが大きな間違いだったのかなというふうには今受け止めている。それと、先ほど件数の件になるが、先ほどお配りいただいた資料について、都道府県別で見ると、8月末という全国の数字からすると、埼玉31件ということで、もう一つの方が、小島委員の方から、18件ということになるが、この中には集団認証のようなものもあり、トータルで8月末の段階では、この31件という方々に認証を出してるところである。

小島委員

このみどり認定の制度というか、仕組み自体理解してないとか思えない。政策誘導である。減農薬とか、そういうふうに持っていきたいからこそ、大規模な法人とか機械化が進んでいるところに、政策誘導の中で、減農薬、減化学肥料に持っていきたいという、この制度自体の趣旨を全く理解しないで、進めている人たちにこの制度を説明してどうするのか。全くこの制度の意味を理解していない。ちゃんとこの認定制度の趣旨を理解して、広報活動を、あるいは説明活動をしていればこんなことは起きないのではないのか。そして、実際の事例だが、これは自分のことだが、JAの機械屋、普通の農機屋さんに、何でこれ進めないのかと聞いたら、いや知らない。何で知らないのかと聞いたら、小島さんが知らないなら知らないと言われた。全くこの制度の趣旨を理解しないで、やってるやってるでは話にならないと思うが、これ誰が決めてというか、国で決めて県がやるのであろうが、市町村への普及、指導とかもやっているのか。

農産物安全課長

市町村への指導等については、当初、私どもこれを進めるに当たって、各農林振興センターの方と、これを進めるに当たっての推進会議を開いたときに、市町村であるとか農業団体とともに、いろんな場面において周知活動を図っていこうということは申合せとして告げてはいたが、小島委員のおっしゃるとおり、ちょっと私どもの最初の方針に誤りがあったのかなというふうには受け止めている。

小島委員

誤りがあるということであれば、今後どのように対応していくのか。この認定制度にも期限があるから、その期限までにどのような展開をされていくのかお聞きをしたいと思う。

農産物安全課長

先ほど来からお話いただいているとおり、やはり農業の環境への負荷を軽減する取組の

必要性というのが増してきている。このため、私どもも、慣行栽培の農業者の方々にも、環境にやさしい農業に取り組んでもらえるよう、広くみどり認定制度の周知を図っていきたいと思っている。それに当たっての具体的な方策としては、市町村やＪＡ、農業者団体と連携して、全ての農業者にみどり認定制度を知ってもらえるよう、各種研修会やイベントなど、様々な機会を捉えて推進を図っていきたいということ。それと、関心を持っていた農業者が取組に参加しやすくなるように、環境負荷低減につながる技術等の研修会を開催したり、また、これまで取り組んできた環境にやさしい農業の取組事例の発信などを行っていきたいと思っている。また、他県では、グループ申請の手続で伸ばしているという県もあるので、ＪＡとも連携して、各地域の生産部会全体で、この仕組みに取り組めるよう、支援をしていきたいと思う。あわせてになるが、委員がおっしゃるように、機械や施設の導入を検討された農業者が、本制度を活用して税制優遇が受けられるよう、農業機械を取り扱う事業者に対しても本制度の周知を図っていきたいと考えている。

小島委員

これに限らず、制度の趣旨を十二分に理解をしていただき、活動というか、お仕事をさせていただきたいと思っている。繰り返しになるが、先ほど、御説明あったとおり、慣行栽培をやっている人にこそ、メリットがあって、そして、国が向かう方向に進む制度なのだから、そういうものを不思議に思わないでここまで来てしまったこと自体、問題だと思うが、今後、様々な国から打ち出される制度あるだろうが、それに対して、よく理解して、しっかり対応していただきたいと思うが、部長から願います。

農林部長

今回、みどり認定の制度の周知については、今までお話のあったとおり、全員に周知が行き届かなくて、情報を知らない生産者がいたということは、大変よくないことだというふうに認識している。今回、たまたま、みどり認定のお話であったが、最近でいくと、今月、１０月１日付けで、スマート農業の新しい法律が施行され、そこにおいても、同じような、生産者に対しての優遇措置が執られているところであるので、国の制度あるいは事業の周知についても、その対象者を限定することなく、全ての農業者が同じような条件で検討して、国の政策に誘導していくような取組を、県としてしっかり進めていくように、担当課、そして農林振興センター含めて、一体となって事業制度の推進に取り組んでいくこととしていきたいと思っているので、しっかり取り組んでいく。